

大山町議会議長 野口俊明様

平成 25 年 8 月 8 日

平成 25 年度第 2 回市町村議会議員特別セミナー報告書

平成 25 年 8 月 1 ~ 2 日の 2 日間、滋賀県の全国市町村国際文化研修所にて、市町村議会議員セミナーを受講したので、その概要を報告します。

記

1. 日 程 平成 25 年 8 月 1 日（木）～8 月 2 日（金）

2. 場 所 全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市唐崎 2-13-1）

3. 受 講 者 杉谷洋一 

4. 目 的 自治体が主体的に決定し、その結果にも責任を持つことが求められている。このような状況の中、地域住民の代表である議員の果たすべき役割はますます大きくなつて、時代の変化にも柔軟に対応できる意欲と能力を身につけ。地域特有の資源を有効に活用して、まちづくりや地域の活性化に一層積極的に取り組むことが求められるようになってきた。

「まちづくり」を基本テーマとして、各分野で活躍中の講師による、講義や事例紹介を通じて、これからまちのあり方や地域振興につなげたい。

1.【講義】みんなで楽しく汗して自分たちのまちを豊かにしよう！
東京農業大学生物産業学部教授 木村俊昭

【講義の概要】

①. 地域の現状と課題

少子高齢化、人口減少、中山間地域の衰退など、課題は山積している。

みんなで汗しても、まちは元気にならない。頑張っているが、バラバラ感が強くては、地域内にその活動が広がらない。今はできる限り広がりを持ち、継続・進化の構想とその実現が重要だ。まち全体の最もよい状況を地域一体となって、つくりあげることが必要である。

②. 地域活性化はものさしが（基準）必要。

どの程度、達成されたのか、その経済効果を含め、検証が重要となる。

その気づきから新たな行動へ移る。そこで地域活性化のものさし（基準）が必要となる。

まちの主産業を充分調査分析のうえ、着実に強化し、関連する産業の起業創業の意欲を高め、地域間の産業連携を推進することや地域人財の養成と定着が求められている。

③ まちの常勤者的一体感がカギだ！

◆ むすび

「ないものねだり」から「あるものさがし」をすること、住むまちの歴史文化を掘り起し、独自のストーリーを作り出し、個性のある「お客様の来たくなる住みたくなるまちづくり・ひとつづくり」が求められている。「できない」理由づくりから、「できる！」をいかに構想・実現するかが問われている。自らのまちの地域資源を知り気づき行動に移すことが求められている。

2. 【講義】震災復興と地域産業の再生

明星大学経済学部教授 関 満博

【講義概要】

東日本大震災をプロゼクターで三陸の水産関連の被害状況を写真で具体的な取り組みや復興の落差の状況が紹介しながら講義がなされた。

① 水産関連の現状と課題

三陸の水産業の最大の特徴は、魚種が豊富、サンマ・イワシ、サバ・イカなどの多獲種性魚類が豊富だが大型冷凍庫と水産加工業の再建が遅れの為、漁船も寄り付かない現状、早くの再開が急がれる。

② 漁業組合員の被災と復旧の状況

主軸の養殖業でワカメは60%程度復旧しているが被災により約5分の1の組合員が廃業した。

③ 被災の場所でグループ再建補助金での再建

事業再建する場合グループ再建補助金が4分の3が補助され再建出来るが従業員が集まらない。

水産加工は再開されている。

◆ むすび

地域資源を磨いて付加価値をつけて販売して、地域産業、地域を活性化させる。

3. 【講義】

「都市再生」と「コミュニティ創生」で進める持続可能な「協働の町づくり」

三鷹市長 清原慶子

【講義概要】

住民から託された市町村長と市町村議会が、緊張関係と協調関係のバランスの中で、共に、住民本位の自治体の在り方をいかに創造していくことが求められている、

1. 三鷹市の概況

面積約16.5平方キロ。予算規模約1,000億円。人口約18万人。
予算規模・人口は大山町の約10倍規模。

2. 三鷹市自治条例と自治体経営の特色

市民にとって最も身近な政府である三鷹市基礎自治体である市町村優先の原則に基づく改革

3. 新たな自治の制度・仕組みの創設

パブリックコメント手続、市民会議・審議会等の公開、副市長制度（自治法改正以前に独自に規定）、住民投票制度

4. ①。市長として協働のための取組。

市民会議・審議会などの公募枠の拡大。少人数の公募市民との対話。自治体経営白書等の発行。

②. 職員の人材育成。

市長と職員との[トークセッション研修]

職員提案の充実と「市長表彰」の創設。

[自治基本法条例ハンドブック]や[職員ハンドブック]の作成。

◆ むすび

① 自治体行政は、議会とともに、住民本位の地方自治を目指す。

② 自治体では、行政も議会も、透明性高く、説明責任を果たす方向性をめざす。

③ 住民本位の自治体行政を進めるためには、日常的な協働の実践と恒常的な行財政改革の推進を進める。

④ 自治体行政持続的改革の推進と改善すべき前例や悪弊を断ち切る勇気をもつ。

⑤ 管理職をはじめ職員の自己改革と向上心による持続可能性を持つ組織づくりを行う。

4. 【講義】

「飯田方式」から学ぶ中心市街地の再生

地域プランナー 高橋 寛治

【講義概要】

1. 法律として与えられたテーマ

都市計画法の目的＝「生き生きと生活する場を共同して作る。

2. 職務に取り組む姿勢

高い理念を掲げ、一歩でも近づけるように努力する。

3. 公共投資＝民間フローを呼び込む。

したがって再開発は手段＝目的は地域全体の価値を上げる。

4. 都市再開発法の目的はインフラ整備⇒しかしインフラの整備が出来ている中心市街地が駄目になっている。

◆ むすび

① 楽しく生活しやすかった街を、もう一度作ってみたいと夢をもつ。

② 医療・福祉・教育・景観などの整った[生活しやすい街]を作る。

③ 同意を得たところから、小さな規模の再開発を連鎖させる。

④ 共同で物事を行う考え方を大切にする。

⑤ 資産の価値を高めて次世代にわたす。